# スマイスセレソン内海保育園 重要事項説明書

令和7年4月1日

#### 1 施設運営主体

| 名 | 7   | 称 | 社会福祉法人内海福祉会   |  |  |  |  |  |
|---|-----|---|---------------|--|--|--|--|--|
| 所 | 在   | 地 | 宮崎市大字内海1224-1 |  |  |  |  |  |
| 電 | 話番! | 号 | 0985-74-8108  |  |  |  |  |  |
| 代 | 表者氏 | 名 | 理事長 後藤 伸太郎    |  |  |  |  |  |

## 2 利用施設

| 施 | 設 | の   | 名 | 称 | スマイスセレソン内海保育園                       |
|---|---|-----|---|---|-------------------------------------|
| 施 | 設 | の所  | 在 | 地 | 宮崎市大字内海1224-1                       |
|   |   |     |   |   | 電話 0985-74-8108                     |
|   | ì | 車絡先 | 5 |   | FAX 0985-74-8109                    |
|   |   |     |   |   | Mail smis.selecao.uchiumi@gmail.com |
| 管 |   | 理   |   | 者 | 園長 中山 尚英                            |
|   |   |     |   |   | 2号認定子ども(保育認定) 15人                   |
|   |   |     |   |   | 3号認定子ども(保育認定) 0歳:1人 1・2歳:4人         |
| 実 | 施 | する  | 事 | 業 | 一時預かり保育                             |
| の |   | 種   |   | 類 | 1寸1只が、7   休日                        |
| 開 | 設 | 年   | 月 | 日 | 昭和 46年 7月6日                         |

## 3 運営の方針

- ・入園する乳児及び幼児(以下「児童」といいます。)の最善の利益を考慮し、積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、保育を一体的に行います。
- ・家庭と保育園での児童の実態を共通理解し、あたたかい家庭的な雰囲気の中で保育を行います。
- ・児童の家庭や地域との様々な社会的かかわりを図りながら、児童の保護者に対する 支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

## 4 保育を提供する曜日・時間・休園日

| 提 | 供   | <b>†</b> | る曜  | 日  | 月曜日から土曜日まで                   |
|---|-----|----------|-----|----|------------------------------|
|   |     |          |     |    | 【保育標準時間認定を受けた方】              |
| 2 | • ; | 3 -      | 号 認 | 定  | 午前7時30分~午後6時30分(11時間)        |
| 保 | 育   |          | 時   | 間  | 【保育短時間認定を受けた方】               |
|   |     |          |     |    | 午前9時~午後5時(8時間)               |
|   |     |          |     |    | 【保育標準時間認定を受けた方】              |
| 延 | 長   |          | 保   | 育  | 保育時間終了後~午後7時30分(別途利用者負担あり)   |
| 严 | X   |          | 木   | Ħ  | 【保育短時間認定を受けた方】               |
|   |     |          |     |    | 保育時間終了後〜午後6時30分まで(別途利用者負担あり) |
| _ | 時   | 預        | か   | IJ | 午前8時30分~午後5時30分(別途利用者負担あり)   |
| 休 |     | 袁        |     | 日  | 年末年始(12月29日~1月3日)及び日曜・祝日     |

#### 5 職員体制

当園では、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

(令和6年4月1日現在)

| 職   | 種 | 合 計 | 常勤  | 非 常 勤 | 備考 |
|-----|---|-----|-----|-------|----|
| 園長  |   | 1 人 | 1 人 | 0 人   |    |
| 保育士 |   | 7 人 | 4 人 | 3 人   |    |
| 調理員 |   | 2 人 | 0 人 | 2 人   |    |

## 6 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 教育・保育及び時間外保育の提供 上記4に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 保育理念

感・動 運・動 夢かなえる感じて動く 運を動かす

(3) 保育目標

感じたことを自らの力で行動できるこども

(4) 特別保育(一時預かり)

午前9時~午後5時 (別途利用者負担あり)

(5) 送迎

保護者による送迎を基本とします。

(6) 園の取り組み

体操・リズム体操・課外活動(別途利用負担あり)など

### 7 給食等について

(1) 提供方針

給食については、すべての活動の源となる大切なものと認識しています。 そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

(2) 提供方法

自園調理 (離乳食含む)

(3) 昼食・おやつ

保護者の方へは、月末に翌月の献立表・離乳食表でお知らせします。

(4) アレルギー等への対応

使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。医師の 診断書を基にご相談の上、除去するなどの対応をいたします。

(例) 卵、牛乳、小麦 等

(すべてのアレルギー食物の除去に対応できない場合もあります。)

(5) 衛生管理等

調理師及び保育士は、毎月検便を行っております。

(6) お弁当日 月1回

### 8 保護者負担について

- (1) 入園後の費用負担
  - ① 毎月の保育料:認定区分ごとに児童が居住する市町村が定める額 ※月末3日間の期限内に保育園に持参していただきます(午前中)。
  - ② 延長保育料

【2・3号認定】

400円/1時間ごと

- ③ 実費負担額
  - ・帽子代 (日よけ付):1000円
  - ・半袖トレシャツ代: 4,620円
  - ・ショートパンツ代: 3,520円
  - ・日本スポーツ振興センター共済給付負担金:年額315円
  - · 給食費(4月~翌3月):

2号認定子ども(保育認定) 主食費分 月額 3,000円

副食費分 月額 5,000円

3号認定子ども(保育認定) 無料

#### ④ 一時保育料

| 傷害保険          | 入園時 (年間) | 3 1 5 円 |
|---------------|----------|---------|
| 以上児(3歳児~5歳児)  | おやつ      | 200円    |
| 未満児(0歳児~2歳児)  | 給食       | 400円    |
| <u> </u>      | 4~8時間以內  | 1,600円  |
| 以上児(3歳児~5歳児)  | 4 時間以内   | 800円    |
| → ハ 川 ノ し ( O | 4~8時間以內  | 2,000円  |
| 未満児(0歳児~2歳児)  | 4 時間以内   | 1,000円  |

- ・その他、お子さんの所有又は専用する物品・課外活動等で、別途書面によりお知らせする費用
- (2) 負担金を領収した場合は、領収証を発行します。
- (3) 休園や途中退園の場合、すでにお支払いいただいた費用について、返還いたしません。
- (4) 上記のほか、以下の物品については、ご家庭で用意・持参いただきます。 おむつ、おしりふき、ひも付きタオル、 エコバック(汚れ物入れ)、ビニール袋、お昼寝タオルケット・バスタオル等

#### 9 当園の利用に際し留意いただきたいこと

- (1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合 当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の午前9時までに電話 でご連絡願います。
- (2) 急にお迎えが午後5時30分を過ぎる場合 お迎えが遅れる場合は、午後5時までにご連絡ください。
- (3) 毎朝の体温等の確認 登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
- (4) 感染症について

【医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが望ましい感染症】

溶蓮菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・りんご病・ウイルス性胃腸炎・ ヘルパンギーナ・RSウイルス感染症・帯状疱しん・突発性発しん

#### 【医師が意見書を記入することが望ましい感染症】

痲しん・(はしか)・インフルエンザ・風しん・水痘・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・流行性結膜炎・咽頭性結膜炎(プール熱)・急性出血性結膜炎・百日咳・浸襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)・腸管出血性大腸菌(O157・O26・O111等)

#### (5) 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の判断により、治療のため薬の処方が必要な場合に限り、当園指定の与薬依頼書に保護者が記入し承認を得た上で行うことができます。1回分のみをお預かりします。なお、市販の薬は受け付けません。

#### 10 利用の終了について

当園は、以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める利用要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

#### 11 嘱託医について

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科

| 名 | 科   | 亀山クリニック      |
|---|-----|--------------|
| 医 | 院長名 | 亀山 伸博        |
| 所 | 在 地 | 宮崎市大字熊野1番地1  |
| 電 | 話番号 | 0985-58-1511 |

#### (2) 歯科

| 名 |       | 称 | 稲田歯科            |
|---|-------|---|-----------------|
| 医 | 院長    | 名 | 稲田 義仁           |
| 所 | 斤 在 地 |   | 宮崎市大字恒久南2丁目9-13 |
| 電 | 話 番 号 |   | 0985-51-3151    |

## 12 緊急時の対応方法

当園では、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、保護者とともに嘱託医を受診します。

## 13 賠償責任保険の加入

(1) 保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

(2) 保険の種類傷害保険(0-157含む)

## 14 非常災害時の対策

|   | 防火  | 管理者 | <u>∠</u> | 中山 尚英  |
|---|-----|-----|----------|--|
| 避 | 難   | 訓   | 練        | 毎月実施   |
| 防 | 災   | 設   | 備        | 消火器・非常警報設備・防災頭巾・誘導灯                            |
| 避 | 難   | 場   | 所        | (一次) 公民館横高台・道の駅フェニックス<br>(二次) 公民館横高台・道の駅フェニックス |
| 避 | 難時の | 児童の |          | 一斉LINEにて保護者に連絡し、避難場所へ迎えに来てもらう。そ                |
| 受 | け渡し | 方法  |          | の後、引渡しカードで確認し児童を受け渡します。                        |

## 15 災害時における臨時休園について

次の場合には臨時休園とします。

#### (1) 風水害や土砂災害等の場合

| 事象          | 開園前<br>(午前6時時点) | 保育中                      |
|-------------|-----------------|--------------------------|
| 警戒レベル 3     | 臨時休園            | 全児童の降園                   |
| (高齢者等避難)の発令 |                 | ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来てください。 |

#### (2) 地震の場合

| 事象     | 開園前<br>(午前6時時点) | 保育中                      |
|--------|-----------------|--------------------------|
| 震度5強以上 | 臨時休園            | 全児童の降園                   |
|        |                 | ※降園要請を受けたら、至急お迎えに来てください。 |

## 16 保育内容に関する相談・苦情

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ゆめの泉保育園 相談・苦情担当

| 相 | 談 · | 苦        | 情受 | 付 | 担当者 | 氏名   | 上野   | 奈緒    | 電話   | 0985-74-8108 |
|---|-----|----------|----|---|-----|------|------|-------|------|--------------|
| 相 | 談・  | 苦        | 情解 | 決 | 責任者 | 氏名   | 中    | 尚英    | 電話   | 0985-74-8108 |
| 第 | _   | <u>+</u> | 委  | 剒 | 氏名  | 高倉   | 恵理子  |       | (役職  | 当法人評議員)      |
| か | _   | 1        | 女  | 只 | 氏名  | 岩﨑   | 真太郎  |       | (役職  | 当法人理事)       |
| 受 | 付   | -        | 方  | 法 | 面接  | ・文書・ | 電話等な | じの方法で | が相談・ | 苦情を受け付けます。   |

# 同 意 書

| 社会福祉法人内海福祉会 | スマイ | ′スセレソン内海保育園 |
|-------------|-----|-------------|
| 園長          | 中山  | 尚英          |

| 私儿士    | スマイスヤレ | ソン内海保育園の利用にも | たっての重要事項の説明を受け、 | 同音1.ま1.た. |
|--------|--------|--------------|-----------------|-----------|
| 111110 | ハイーハビレ |              |                 | 一門忌しみした。  |

| 令和 | 年 | 月     | 日      |
|----|---|-------|--------|
|    |   | 保 護 者 | 住 所    |
|    |   |       | 氏 名    |
|    |   |       | 児童名    |
|    |   |       | 児童との続柄 |